

平成29年第4回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成29年7月26日(水)		
招集場所	天塩町役場 3階委員会室		
開閉日時 及び宣告	開 会	平成29年7月26日(水) 午前10時00分	
	臨時議長	天塩町長職務代理者 天塩町副町長 長瀬 啓嗣	
	閉 会	平成29年7月26日(水) 午前11時15分	
	議 長	会長 穴戸 栄一	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 10名 欠席 1名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	谷 村 敏 彦	○
	2	佐 藤 博 幸	●
	3	臺 川 幸 弘	○
	4	満 保 豊	○
	5	伊 藤 淳 一	○
	6	湯 澤 敏 孝	○
	7	山 下 雅 博	○
	8	奥 山 稔	○
	9	高 橋 一 博	○
	10	安 川 和 範	○
	11	穴 戸 栄 一	○
議事録署名委員	仮議席番号 2番 谷 村 敏 彦 3番 湯 澤 俊 孝		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 青 野 朋 之 事務局次長 小 塚 和 博 総務係長 井 上 剛 総務係主査 藤 原 諒		

平成29年度第4回天塩町農業委員会総会

- 事務局長 ご起立願います。おはようございます。
 ご着席ください。
- 事務局長 委員のみなさまご苦勞様です。
 それでは、早速ですが定刻となりましたので、天塩町農業委員任命式を始めさせていただきます。
- 事務局長 今回、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員が公選制から町長の任命制に代わったところであります。
 この度、町長より選任された農業委員が、去る6月22日の第2回議会定例会において、任命の同意を得られましたので、11名の農業委員の任命をするものであります。
- 事務局長 それでは、ここで天塩町長職務代理者より年齢順で任命書の交付をお願いいたします。
- 【年齢順で職務代理者より委員へ交付】**
- 事務局長 ありがとうございました。
 なお、委員の任期につきましては、平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間になりますので、よろしくをお願いいたします。
- 事務局長 それでは、議事日程に入りたいと思いますが、農業委員の任期満了による、町長の任命後、最初に行われる総会でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、会長が互選されるまで、町長が臨時議長を務めることとなりますが、町長が入院加療中であり、職務代理者をおいておりますので、職務代理者が臨時議長を務めることとなります。なお、発言は挙手をし、議長から指名された後をお願いいたします。
- 臨時議長 ただ今の出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から平成29年度第4回天塩町農業委員会総会を開催いたします。
- 臨時議長 日程第1 仮議席指定の件を議題と致します。
 仮議席は年長順に、ただいま着席の議席を指定致します。
- 日程第2 議事録署名委員の指名の件を議題と致します。
 議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により臨時議長において仮議席2番 谷村 敏彦君、仮議席3番 湯澤 敏孝君を指名致します。
- 日程第3 議案第1号「農業委員会会長の互選について」を議題と致します。
 事務局より内容の説明を求めます。
- 事務局 3ページをご覧ください。農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により「会長は、委員が互選した者をもって充てる」と定められております。
 従いまして、改選後の総会において、委員の互選により決めることとなります。

臨時議長 お諮り致します。
会長の互選の方法について、どのように致しますか。

谷村委員 選考委員による指名推薦でいかがでしょうか。

臨時議長 ただいま、選考委員による指名推薦とのご意見がありました。
これにご異議ありませんか。

(満保委員入室)

全 員 異議なし。

臨時議長 異議なしと認めます。
それでは、選考委員の選出方法はどのように致しますか。
また、選考委員は何名がよろしいかご意見を伺います。

谷村委員 選考委員は3名とし、選出は議長に一任致します。
また、議案第2号「農業委員会会長職務代理者の互選について」も一括議題とすることを提案し、選考委員が指名推薦することはいかがでしょうか。

臨時議長 ただいま、選考委員は3名とし、選出は議長に一任するとのご意見がありましたが、これにご異議ありませんか。
また、日程第5 議案第2号「農業委員会会長職務代理者の互選について」も一括議題とし、選考委員による指名推薦の提案がありましたがこれにご異議ありませんか。

全 員 異議なし。

臨時議長 それでは、日程第5 議案第2号「農業委員会会長職務代理者の互選について」を議題と致します。
事務局より説明を求めます。

事務局 3ページをご覧ください。農業委員会等に関する法律第5条第5項に「会長が欠けたとき、又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と定められてありますので、委員の互選により決めることとなります。

臨時議長 暫時休憩致します。

臨時議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
選考委員を発表致します。
奥山 稔さん、湯澤 敏孝さん、満保 豊さん、以上3名の方々に選考委員をお願い致します。

臨時議長 選考委員に選出された方々、事務局は別室にて協議願います。
暫時休憩致します。

臨時議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
選考委員長より選考結果を報告願います。

奥山選考委員長 選考結果を発表致します。

奥山選考委員長	農業委員会長に宍戸 栄一委員を推薦致します。また、農業委員会会長職務代理者には、安川 和範委員を推薦致します。
臨時議長	ただいま、奥山選考委員長より報告ありましたが、会長には、宍戸 栄一委員、会長職務代理者には、安川 和範委員とすることにご異議ありませんか。
全 員	異議なし。
臨時議長	異議なしと認めます。 従いまして、宍戸 栄一委員が会長に、安川 和範委員が会長職務代理者に決定いたしました。 これをもちまして臨時議長の職務を終わらせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
(副町長退席)	
事務局長	それでは、会長に就任されました宍戸 栄一氏より一言お願いします。
宍戸会長	この度会長という大役を仰せつかりまして、会長をすることになりました。農業委員会はよく何をやっているんだと言われております。そのなかでやることをやって、皆様のご協力を得ながら、やっていきたいと思っております。また、天塩町は本当に離農が進んでおります。この先代が残した土地をどう守っていくのか、大きな問題でありますので、皆様の知恵をおかしいいただき、農業委員会を盛り上げていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。次に職務代理者であります、安川 和範氏より、一言お願いします。
安川職務代理者	職務代理者になりました、安川と申します。農業委員会に関しましては2期目になります。なかなかないところもあると思っておりますが、皆様のご協力を得ながら、農業委員会の運営をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。
事務局長	ありがとうございました。 6ページをご覧ください。天塩町農業委員会会議規則第4条の規定により会長は、総会の議長となり議事を整理することになっておりますので、これからの進行については、会長が議長となります。
議 長	次に日程第4 会期決定の件を議題と致します。 本総会の会期は、本日1日間としたいと思います。 これにご異議ありませんか。
全 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。従って、本総会の会期は本日1日間と決定致しました。
議 長	次に日程第6 決定第1号「議席決定の件」を議題といたします。決定方法について事務局より説明を求めます。
事務局	6ページをご覧ください。 天塩町農業委員会会議規則第7条に「委員の議席は、改選後、初の総会におい

事務局 て抽選により定める。」となっておりますので、抽選により行います。なお、仮議席の順により抽選順を決定いたします。
また、会長の議席は11番、職務代理者は10番といたします。

議長 ただいま事務局より説明のとおり、抽選の順番は仮議席の順により行います。また、会長の議席は11番、職務代理者は10番といたします。それでは、仮議席の順に抽選を願います。

事務局 くじが引き終わりましたので、改めて席次番号を発表します。

事務局 佐藤委員2番、谷村委員1番、湯澤委員6番、伊藤委員5番、奥山委員8番、満保委員4番、臺川委員3番、山下委員7番、高橋委員9番です。

議長 ありがとうございます。席次番号の発表が終わりましたので、ただ今から新しい席に移動願いますので暫時休憩とします。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 日程第7 議案第3号「農業委員会部会委員の互選について」を議題と致します。事務局より内容の説明を求めます。

事務局 9ページをご覧ください。農業委員会部会規則第1条に「天塩町農業委員会に次の部会を置く。
(1)農地部会(2)農業振興部会(3)花嫁対策部会」また、第3条第1項に「部会の委員は総会で選出する。」と定められております。
また、各部会の人数については、定められておりません。以上になります。

議長 ただいま、事務局より説明のとおり、各部会の定数が定まっておりません。
議長 お諮りします。
各部会の定数につきましては、議長に一任していただきたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。
議長 よって、各部会の定数につきましては、議長において、農地部会が7名、農業振興部会が6名、花嫁対策部会が11名と決定させていただきます。
なお、細部については事務局より説明させますのでご了承願います。

事務局 先ほど決定しましたとおり、農地部会につきましては7名、農業振興部会については6名とし委員を所属させる。また、会長、職務代理者については、両方の部会に所属させる。
花嫁対策部会については、全員で組織させる事となっております。

議長 各委員の選出の方法についてどのように致しますか。

谷村委員 選出については議長に一任いたします。

議長 ただいま、選出については議長に一任するとのご意見がありましたが、これにご異議ございませんか。

全 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。
議 長	それでは、議席順に希望を取りまとめいたします。 これにご異議ありませんか。
全 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。
議 長	よって、各部会の委員構成は、希望により取りまとめいたします。 事務局より取りまとめをお願いします。
事務局	取りまとめの結果を発表いたします。 農地部会に佐藤委員、湯澤委員、山下委員、臺川委員、伊藤委員、宍戸会長、 安川職務代理者。 農業振興部会に満保委員、谷村委員、奥山委員、高橋委員、宍戸会長、安川職 務代理者であります。
議 長	部会の構成は、ただいま発表のとおりといたします。
議 長	次に、日程第8 議案第4号「農業委員会部会の部会長及び職務代理者の互選 について」を議題と致します。 事務局より内容の説明を求めます。
事務局	9ページをご覧ください。天塩町農業委員会部会規則第3条第2項に「部会に 部会長を置く、部会長は部会委員のうちから総会で選出する。」また、第3項に は「部会長に事故あるときは部会の委員のうちから総会があらかじめ定めるもの がその職務を代理する。」とありますので、部会長及び職務代理者の選出につい てお願いいたします。
議 長	部会長及び職務代理者は、各部会の委員で協議し決定することとしてよろしい ですか。
全 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 それでは、各部会委員及び事務局は別室にて協議して下さい。
議 長	暫時休憩致します。
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 各部会より報告願います。
事務局長	農地部会長に湯澤委員、職務代理者に山下委員が選出されました。
谷村委員	農業振興部会長に奥山委員、職務代理者に満保委員が選出されました。
議 長	ただいまの報告について、ご異議ありませんか。
全 員	異議なし。

議 長 異議なしと認めます。

議 長 次に、花嫁対策部会につきましては、全員で構成される部会でありますので、推薦により行いたいと思います。
これにご異議ありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。
それではどなたか推薦をお願いします。

湯澤委員 花嫁対策部会長に宍戸委員、職務代理者には安川委員を推薦致します。

議 長 ただいま、花嫁対策部会長に宍戸委員、職務代理者に安川委員が推薦されましたが、これにご異議ありませんか。

全 員 異議なし。
議 長 異議なしと認めます。
以上で3部会の部会長、職務代理者が決定しました。

議 長 次に日程第9 議案第5号「天塩町酪農振興協議会委員の推薦について」
日程第10 議案第6号「天塩町営農担い手協議会委員の推薦について」
日程第11 議案第7号「天塩町総合計画審議会委員の推薦について」
日程第12 議案第8号「天塩町振興基金運営協議会委員の推薦について」
以上4件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。

議 長 それでは、日程第9 議案第5号「天塩町酪農振興協議会委員の推薦について」
日程第10 議案第6号「天塩町営農担い手協議会委員の推薦について」
日程第11 議案第7号「天塩町総合計画審議会委員の推薦について」
日程第12 議案第8号「天塩町振興基金運営協議会委員の推薦について」
以上4件を一括議題と致します。
事務局より内容の説明を求めます。

事務局 議案第5号「天塩町酪農振興協議会委員の推薦について」ご説明いたします。
12ページをご覧ください。
天塩町酪農振興協議会設置条例に基づき事業内容として第2条(1)酪農経営の合理化に関する事項から(8)その他、畜産振興に関する事項の内容となっております。
第3条には構成、第3条の3項には委員の任期は2年とし、再任を妨げない。となっております。

次に、議案第6号「天塩町営農担い手協議会委員の推薦について」ご説明いたします。14ページをご覧ください。
天塩町営農担い手協議会規約により事業内容として第4条(1)天塩町における営農振興に必要なことから(8)その他目的を達成するために必要なこととなっております。

事務局

第5条には構成員等、別表1、20ページに構成員の一覧を掲げています。

次に、議案第7号「天塩町総合計画審議会委員の推薦について」ご説明いたします。23ページをご覧ください。

事業内容として、第2条に審議会は、天塩町の総合計画について、調査審議し、町長に建議する。

第3条に審議会は、(1)町議会議員、(2)農業委員会委員から(10)学識経験者の委員20人以内で組織する。

第4条には、委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。となっております。

次に、議案第8号「天塩町振興基金運営協議会委員の推薦について」ご説明いたします。25ページをご覧ください。

天塩町振興基金運営協議会設置規則により事業内容として、協議会は次の各号への基金から生じる益金の充当及び交付について協議する。

事業内容として第2条(1)教育・文化・スポーツの発展に適切な事業から(5)その他本町の振興発展に適切な事業となっております。

事務局

第3条には、委員の構成、人数、委員の任期は、2年とし、補欠の任期は前任者の残任期間とする。となっております。

議長

お諮り致します。
推薦の方法についてどのように致しますか。

奥山委員

推薦により決定してはいかがですか。

議長

ただいま、推薦とのご意見がありました。
これにご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。それでは、どなたか推薦をお願いします。

奥山委員

天塩町酪農振興協議会委員については宍戸会長、天塩町営農担い手協議会委員については宍戸会長、天塩町総合計画審議会については安川職務代理者、天塩町振興基金運営協議会については安川職務代理者をそれぞれ推薦いたします。

議長

ただいま推薦のとおりこれにご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

議長

従って、ただいまのとおり各委員は決定されました。

議長

次に、日程第13 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

はじめに、農地法第3条について簡単に説明いたします。

農地法第3条では、農地の売買又は賃借等により権利を取得するためには、農地法第3条に基づく許可を受けなければならないとされております。これを

事務局

受けないでした行為は無効とされております。

また、許可の条件として、1 全部効率利用要件、2 農地所有適格法人要件、3 農作業常時従事要件、4 下限面積要件、5 地域との調和要件の要件を満たさないと許可できないこととされております。

事務局

それでは、ただいま議題となりました議案第 9 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」ご説明申しあげます。27 ページをご覧ください。

整理番号 2 番につきましては、 から 株式会社へ解除条件付き賃貸借権の設定をするものです。

条件面等詳細につきましては 27 ページをご覧ください。

また位置につきましては 28 ページ、29 ページをご覧ください。

この案件につきましては、農地所有適格法人ではない、法人に農地を賃貸借しようとするものです。30 ページをご覧ください。改正農地法のポイント 2 段落目ですが、平成 21 年の農地法改正により、株式会社等の賃借での参入規制が緩和されております。

条件といたしましては、31 ページ上段右をご覧ください。法人は賃借であれば全国どこでも参入可能となっており、条件として、賃貸契約に解除条件を付すこと、地域における適切な役割分担、役員のうち 1 人は農業に常時従事することとされております。

以上の要件を満たすことで、株式会社等への農地の賃貸ができることになっております。

本件の 株式会社は、 市、 町で畑作を行っており、 氏の取引先と言うことで、今回の案件が提出されております。先ほどの要件を確認したところ、要件は満たしていると考えます。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議ご許可賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました農地法第 3 条の規定による許可申請についての質疑を行います。

奥山委員

これ、初めて株式会社の賃貸って見たんだけど、面積の上限はあるのか。

事務局

下限面積の 2ha と言うのはありますが、ここの会社の場合、既に 20ha くらい 市と、 町で持っています。それで今回、新たに天塩町でかぼちゃなんです。畑作を行いたいということで、 さんから話があったらしく、その繋がりで今回の申請になっております。

議 長

この話は、いつごろ来たの。

事務局

正式に事務局に相談に来たのが 7 月の中旬になります。 さんと 株式会社で来ました。

議 長

さんがやっていたのを引き継ぐって感じなのか。

事務局

この案件は、農地法 3 条ですので、相対になりますので、本人たちの合意で申請できます。

奥山委員

それは分かるんだけど、解除条件付き賃貸借ってどういうことなのか。

事務局 株式会社というのが、業績によってすぐ農地を使わなくなるということがありますので、そういった場合は、基本的に農地法第 3 条は、合意解約でしか、農地の賃貸契約というのは解除できませんが、株式会社の責任で農地が使われなくなった場合は、解除条件付きということで、貸主から契約を解除できる制度になります。

ですので、普通の 3 条では、合意解約以外では解除できないんですが、それを可能にすることで、使わなくなったとしても、すぐに解除して、他の人に貸すことができます。

奥山委員 期間の途中、あと 3 年あるという場合でも、解除できるのか。

事務局 出来ますが、耕作している場合に、来年も耕作しますと言っているときに、貸主の方から解除することは出来ない。あくまでも、耕作していないことが必要。

奥山委員 半分しか使っていないとかというと気に、貸主の方から解除はできるのか。

事務局 何ヶ月前かに申し出て解除ということはできるのか。

事務局 解除条件付きなので、前提が違います。

事務局 普通の場合は。

事務局 普通の場合は、半年前になります。農地法の場合、例えば 5 年間の賃貸借の場合、期間到来の半年前に、更新の拒絶と言う行為が出来て、それを行うと、更新はされません。

ただ、この解除条件付きの場合は、期間が満了する前であっても、一部が耕作されていない場合、全部効率利用要件に当てはまらないので、解除することが出来ます。あくまでも、全部使うことが条件です。

ですので、この条件を付した場合は、その株式会社は毎年、農業委員会に耕作の状況を報告する義務が発生します。それによって、農業委員会や、貸主が判断するということになります。

奥山委員 基本的には、株式会社には垣根は高いということなの。

事務局 高いです。未だに所有権を持つことも出来ません。

奥山委員 分かりました。

谷村委員 賃借料と言うのは年間？

事務局 年間の賃借料になります。

議長 他に何かありませんか。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

議長 お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり許可されました。

議長

次に、日程第14 議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局より内容の説明を求めます。

事務局

それでは、ただいま議題となりました議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明申しあげます。

事務局

農地の転用に関わる法律について簡単に説明いたします。
農地法には転用行為を規制する条文が4条と5条の2つあります。

農地法第4条では転用の事実行為をする場合において、規制されることとなります。農地を転用しようとする者は北海道知事の許可を受けなければならないことになっております。

次に、農地法第5条では、農地の転用を目的として権利の設定又は移転をするという法律行為を行おうとする場合を規制するものです。

転用目的で所有権、賃借権等の権利を設定、移転する場合には、当事者は北海道知事の許可を受けなければならないことになっており、この第5条の許可を受けないでした売買、賃貸借等の法律行為は、その効力を生じないものとされております。

また、農地法第5条の許可を受けた場合、農地法第4条の許可は要しないこととされております。

なお、転用許可を受けないで転用した場合や、許可の条件に違反して目的どおり転用しなかった場合は、農地法に違反することになり、知事は無断転用者に対し、工事等の中止、原状回復その他、違反行為の是正のため必要な措置を命ずることができるほか、罰則を適用することができることとされています。

農業委員会では、農地転用の案件が出てきた際、許可基準に基づき、意見書を作成し、北海道農業会議に意見を聴取し、その意見と合わせて、北海道に進達することになります。

それでは、別記第2号様式 意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。
35 ページをご覧ください。

貸主は 氏、借主については、 となっております。
土地については、字更岸 番外3筆となっており、転用面積は、 m² となっております。転用目的は砂採取で、工期は平成29年9月1日より平成30年8月31日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。

農地の転用に関する許可基準から見た意見の欄につきましては、3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。

資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、根抵当権者である天塩町農協の同意書の添付及び、道路管理者である天塩町と協議済みとなっております問題ないと考えます。

事務局 総合意見としては、許可相当としております。
37 ページから 67 ページには申請書及び、図面等を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 ただいま、事務局より説明のありました農地法第 5 条の規定による許可申請についての質疑を行います。

奥山委員 ここ丘だったかい。

事務局 写真だと、わかりづらいですが、丘陵になっております。

奥山委員 抵当権は外してないの。

事務局 農協の根抵当権は外れていません。

奥山委員 債権がなくても、同意書は必要なのか。

事務局 債権がなくても、外れていない場合は、同意書の添付が必要です。

議長他に何かありませんか。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。
議長 お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議長 次に日程 15 議案第 11 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による計画書の決定について」を議題とします。
整理番号 7-1 の所有権移転の案件につきまして、事務局より内容の説明を求めます。

事務局 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項につきまして簡単に説明いたします。
第 18 条第 1 項では、利用権等設定等促進事業が規定されており、市町村が法律に基づき、基本構想を策定し、それに従い、育成すべき農業者に対する農用地の利用の集積等を図るため、農地等について賃借権等の権利移動を円滑化するための事業になっております。
この事業では、農用地利用集積計画を作成し、公告したときは、その計画内容によって、売買、賃貸借が行われたこととなります。この際、農地法第 3 条の許可を受ける必要はありません。

それでは、議案第 11 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による計画書の決定について」内容をご説明申しあげます。

事務局

整理番号 7-1 についてであります、 氏から に所有権移
転をするものです。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。位置につきましては、
70 ページ、71 ページをご覧ください。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お
願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました所有権移転の質疑を行います。

谷村委員

場所は さんの家の前かい。

事務局

家の前ではなくて国道 40 号線のとおりになります。 さんの家の近くにな
ります。

谷村委員

分かりました。

議 長

他に何かありませんか

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

次に日程第 16 議案第 12 号「天塩町農業委員会活動目標について」を議題
といたします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 12 号「天塩町農業委員会活動目標について」
をご説明申し上げます。73 ページをご覧ください。

1 つ目は、農地パトロールの実施としております。毎年、中山間直接支払制度
の現地確認と一体となり行う予定としております。地区ごとに二人から三人の農
業委員を地区担当としておりますのでよろしくお願いしたいと思います。この度、
改選がありましたので、各地区担当割は 74 ページの詳細になりますが、ここに
記載させていただきましたのでよろしくお願いいたします。また、この後農地パ
トロールにつきましては、議案にありますので、その際に詳細の説明を致します。

2 つ目は、農地、農家の実情、意向確認、相談についてですが、各農業委員が
農業者の立場になり、地域実情に応じた対応に努めることとしております。また、
新しい農業委員会制度では、農地利用の集積、集約化を進めることが必須事務と
してなっております、

3 つ目は、農地の利用調整、あっせんについてですが、各農業委員が日々の活
動の中で離農等情報を得た場合は、農協等の関係機関と連携し、あっせん等によ
り農地の利用調整をすることとしております。

4 つ目は、農政の普及・浸透、農業者や地域に根ざした農政活動についてです
が、北海道農業会議などが実施する研修会等に積極的に参加をし、農業情勢につ
いて情報収集を図ることとしております。

事務局 5つ目は、農業者年金の加入推進になります。農業者年金の加入推進につきましては、農協と農業委員が連携し、加入活動強調月間を設け加入推進を行うこととしております。

事務局 6つ目、7つ目は、研修会、学習会、各部会の学習会の実施ということで、今回、改選になりましたので、農業委員として知っておかなければならない法令や制度について各関係機関より講師を招き学習することとしております。

74 ページには先ほどの活動目標の詳細が記載してありますので、後ほどお読み取り頂ければと思います。事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 ただいま、事務局より説明のありました「天塩町農業委員会活動目標について」質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

議長 お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定されました。

議長 次に、日程17 議案第13号「農地パトロールの実施について」を議案と致します。事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第13号「農地パトロールの実施について」ご説明申し上げます。

76 ページをご覧ください。農地パトロールにつきましては、農地法第30条の規定に基づき毎年実施しております。今年度は9月に実施する予定でございます。

今回も中山間直接支払制度事務局、農業振興地域担当、税務部署の固定資産税担当、JAてしおと合同で、現地確認とともに巡回を実施したいと考えております。

案内文につきましては、76 ページ、日程表（予定）でございますが、77 ページに添付しておりますので、日程調整につきましてよろしくお願いたします。

また、76 ページ中段に耕作放棄地とありますが、本パトロールは、荒廃農地調査も兼ねていることから、普段の活動の中で各地区において荒廃農地や違反転用の事案がありましたら、お知らせいただきたく、よろしくお願いたします。

なお、荒廃農地が発生した場合は、農業委員会において、荒廃農地区分の判定を行うこととされております。

農地パトロールの日程調整につきましては、8月17日を締め切りとして日程調整をしたいと思いますのでよろしくお願いたします。事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 ただいま、事務局より説明のありました農地パトロールの実施について質疑を行います。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり実施することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり実施いたします。

議 長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

以上をもちまして平成29年度第4回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

平成29年 7月26日

署名委員

(仮議席2番) 谷村 敏彦 ㊟

(仮議席3番) 湯澤 敏孝 ㊟